

新旧対照表

改正	現行
富山県農林水産部情報共有システム活用試行要領 1 総 則 1－1 ～ 1－2 【略】 1－3 試行対象工事及び業務 対象工事は、<u>富山県農林水産部所管のすべての工事を対象とする</u>。ただし、対象工事であっても、インターネット環境が確保できない等やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議のうえ対象外とすることができる。 業務については、受注者の希望する場合、受発注者協議のうえ、本試行に取り組むことができる。 1－4 ～ 1－7 【略】 <u>2 ～ 6 【略】</u> 附 則 本要領は、平成 30 年 4 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。 附 則 本要領は、平成 31 年 4 月 1 5 日の決裁に係る工事から適用する。 附 則 本要領は、令和 3 年 4 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。 附 則 本要領は、令和 4 年 10 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。 附 則 本要領は、令和 5 年 4 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。 附 則 本要領は、令和 6 年 4 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。 附 則 本要領は、令和 6 年 8 月 15 日の決裁に係る工事及び業務から適用する <u>附 則</u> <u>本要領は、令和 7 年 4 月 1 日の決裁に係る工事及び業務から適用する</u>	富山県農林水産部 情報共有システム活用試行要領 1 総 則 1－1 ～ 1－2 【略】 1－3 試行対象工事及び業務 <u>本試行は、工事については予定価格 2 0 百万円以上のすべての工事で本試行を行うものとする</u>。 ただし、対象工事であっても、インターネット環境が確保できない等やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議のうえ本試行の対象外とすることができる。 <u>また、上記以外の場合であっても、受注者の希望する場合、受発注者協議のうえ、本試行に取り組むことができる。</u> 業務については、受注者の希望する場合、受発注者協議のうえ、本試行に取り組むことができる。 1－4 ～ 1－7 【略】 <u>2 ～ 6 【略】</u> 附 則 本要領は、平成 30 年 4 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。 附 則 本要領は、平成 31 年 4 月 1 5 日の決裁に係る工事から適用する。 附 則 本要領は、令和 3 年 4 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。 附 則 本要領は、令和 4 年 10 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。 附 則 本要領は、令和 5 年 4 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。 附 則 本要領は、令和 6 年 4 月 1 日の決裁に係る工事から適用する 附 則 本要領は、令和 6 年 8 月 15 日の決裁に係る工事及び業務から適用する

別表 2

情報共有システム利用環境推奨

項 目	条 件
通信回線	1.5Mbps 以上
ブラウザ	Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome、Safari
OS	上記ブラウザが表示可能なもの
ディスプレイ	1024×768 以上が表示可能なもの
スマート端末	Android、iOS

別表 4－1

工事における情報共有システム対象書類一覧

書 類 名	検 査 対 象
退職金制度届出書	電子
電子納品チェックシート	電子
工事材料の試験成績表等	電子
施工体制台帳等（写し）	電子
工事段階確認申出書	電子
工事中間検査申出書	電子
工事写真（工事）	電子
工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書	電子
NETIS 登録技術活用効果調査票	電子
施工計画書	電子
再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書	電子
出来形管理資料	電子
品質管理資料	電子
工事打合簿	電子

別表 2

情報共有システム利用環境推奨

項 目	条 件
通信回線	ADSL （1.5Mbps）以上
ブラウザ	Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome、Safari
OS	上記ブラウザが表示可能なもの
ディスプレイ	1024×768 以上が表示可能なもの
スマート端末	Android 4.0 以上 、iOS 7.0 以上

別表 4－1

工事における情報共有システム対象書類一覧

書 類 名	検 査 対 象
退職金制度届出書	電子
電子納品チェックシート	電子
工事材料の試験成績表等	電子
施工体制台帳等（写し）	紙
工事履行報告書	電子
工事段階確認申出書	電子
工事中間検査申出書	電子
工事写真（工事、 検査、確認状況写真 ）	電子
工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書	電子
NETIS 登録技術活用効果調査票	電子
施工計画書	紙
再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書	電子
出来形管理資料	電子
品質管理資料	電子
工事打合簿	電子

別表 5

契約図書等の記載例

項 目	記載例
1 特別仕様書	1 本工事は、情報共有システムの活用対象工事である。ただし、対象工事であっても、インターネット環境が確保できない等やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議のうえ対象外とすることができるものとする。 (委託業務) 1 本業務は、情報共有システムの活用試行対象工事であり、受注者が希望すれば情報共有システムを活用することができるものとする。 2 受注者は、工事（業務）契約後、速やかに情報共有システム会社と契約を行うとともに、監督員（調査職員）と情報共有システム事前協議チェックシートにより情報共有の実施方法及び対象書類について協議を行うものとし、原則、受注者の希望する内容にて実施するものとする。 3 <u>本試行の実施</u>については、別添の富山県農林水産部情報共有システム活用試行要領によるものとする。 4 電子納品における利便性をあげるため、使用する情報共有システムについては、富山県の工事（業務）様式を Web 形式で入出力できるシステムを優先するものとする。 5 <u>受注者は、システムや試行要領についての技術上の問題点や意見等がある場合、アンケートを監督員へ提出することができる。アンケートの様式は富山県 HP から入手できる。</u> 6 受注者は、情報共有システムで取り扱ったデータを電子納品に含め提出するものとする。

別表 5

契約図書等の記載例

項 目	記載例
1 特別仕様書	-(20 百万円以上の工事)- 1 本工事は、情報共有システムの活用対象工事である。ただし、対象工事であっても、インターネット環境が確保できない等やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議のうえ <u>本試行の</u>対象外とすることができるものとする。 -(上記以外の工事)- 1 本工事は、情報共有システムの活用試行対象工事であり、受注者が希望すれば情報共有システムを活用することができるものとする。 (委託業務) 1 本業務は、情報共有システムの活用試行対象工事であり、受注者が希望すれば情報共有システムを活用することができるものとする。 2 受注者は、工事（業務）契約後、速やかに情報共有システム会社と契約を行うとともに、監督員（調査職員）と情報共有システム試行事前協議チェックシートにより情報共有の実施方法及び対象書類について協議を行うものとし、原則、受注者の希望する内容にて実施するものとする。 3 <u>試行</u>は、別添の富山県農林水産部情報共有システム活用試行要領によるものとする。 4 電子納品における利便性をあげるため、使用する情報共有システムについては、富山県の工事（業務）様式を Web 形式で入出力できるシステムを優先するものとする。 5 <u>受注者は、発注者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、これに協力しなければならない。</u> 6 受注者は、情報共有システムで取り扱ったデータを電子納品に含め提出するものとする。